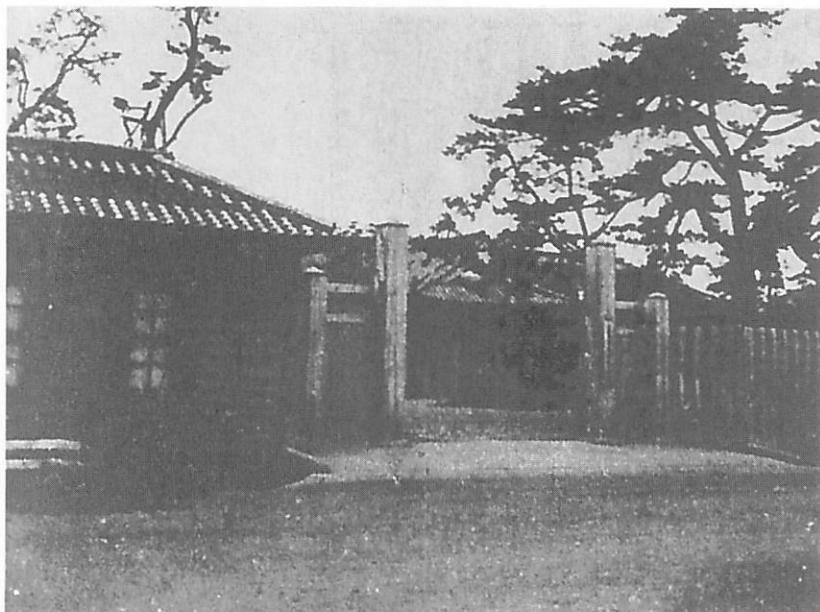


第一編 東京外國語学校の建学から独立まで

一 東京外國語学校設立の経緯

外務省語学所の設置

東京外國語学校の設立には、二つの教育機関が絡んでいる。この間の事情を『東京帝国大学五十年史』はつきのように記している。「外國語学校は明治六年発布せられたる学制の規定に拠るものにして、仍ば開成学校の一部たり。六年五月外務省設くる所の独、魯、清語学所を文部省に移管し、之を外國語学校に合併し、八月開成学校新築成るや、其の旧校舎を以て外國語学校に充て、十一月四日に至り開成学校外國語学校（或は開成学校語学教場とあり）といふ名称を改めて外國語学校と為せり。斯くて外國語学校は開成学校より分れ独立の一校となれり。」この一節から分かるように、本学の前身である第一次東京外國語学校（以下「旧外語」と略記）は、開成学校の予科ともいうべき一部と外務省の語学所が合併して生まれたものである。明治初年の教育制度の変遷により、校名は幾度も変わるが開成学校とはかつての開成所が一八六八（明治元）年に復興されたものであり、一八七一（明治四）年南校、一八七二年第一大学区第一番中学と改名され、七三年に再び開成学校と改められたものである。この間七一年七月に文部省が設置され、ほぼ一年の準備期間を経て「学制」を颁布、教育の中央集権化をはかるべく、全国を八大学区に区分し、各大



明治 6 年 東京外國語学校正門

学区に大学校を一、大学区を三二中学区とし、そこに中学を一、中学区を二一〇小学区に分け、そこに小学校一を設置するというものだった。

こうした西欧式の教育制度の整備と平行して、政府は諸外国との交渉にあたるべき外國語の知識をもつた人材の養成を急務とし、外務省は通訳の派遣を神奈川県庁、長崎県庁に打診するが、ともに人員不足のため断られ、ここに至つて外務省は外国人教師を雇い入れ一八七一年二月、旧福岡藩邸（霞ヶ関）に漢・洋語学所を設置するのである。「語学開立ノ趣意ハ人材ヲ教育シ専ラ翻訳通弁ノ業ニ熟セシメ外交際ニ便ナラシムルニ在リ」と明示されているようく、あくまでも通訳の養成が主眼であつて、「全才教育」をめざした大学南校の教育目的とは、はじめから異なつていた。この差異はその後、旧外語が設立されてからも長く残ることになり、一八八五年（明治十八）年の事実上の廃校の遠因となつていく。一八七四年（明治七）年に魯語科に赴任したメーチニ

一 東京外国语学校設立の経緯

コフはこう証言している。「ロシア語を修得してみても、日本人学生たちには、英語、仏語科（部分的には独語科にもあてはまるが）の生徒のように、前途に明るい展望が開けていたわけではないということだ。英語、フランス語の場合には、首都ではすでに高度の大学の講義がおこなわれていた。またドイツ語には、医学校への門戸が開けている。ところがロシア語には、より高度の授業がおこなわれる見込みはまったくなかつた。つまり立身出世とか生活の資を稼ぐという意味では、ロシア語の勉強はほとんど魅力あるものではなかつたということだ。」（メーチニコフ「回想の明治維新」、岩波文庫、一九八七年、二八四ページ）。そしてこのことは清語科、韓語科（一八七七年設置）にも共通していた。

文部省への移管

ところで外務省の漢・洋語学所が一八七三（明治六）年五月五日に文部省に移管されたことは、今日考えると当然のように見えるが、実はその裏には外務省、文部省、大蔵省間でおもに財政問題をめぐつてかなり複雑な駆け引きがあつたことが、朱全安によつて明らかにされている（『近代教育草創期の中国語教育』、白帝社、一九九七年）。それによると、一八七一年二月八日すなわち開校わずか一ヶ月後に外務省は両語学所の教師不足を弁官に報告、経費の増額を要求している。それというのも、入学した生徒数は定員を超えたにもかかわらず、お雇い教師は二名だけで、漢語学所の教員は全員日本人、しかも所属は同省の上部機関である文書司であった。これを受けた弁官はその旨を大蔵省に伝えるが、大蔵省は「独り外務省ニ限り偏愛之御所置」をすることは不条理だとしてこれに応じなかつた。それどころか外務省官制の改定によって、文書司そのものが廃止されてしまう。そしてこの廃止にともない官位の低い洋語学所の教師数名が罷免されたため、洋語学所では教師手当での問題が再燃し、一八七一年九月外務省から大蔵省に

改めて経費の増額を照会という形で要求する。この外務省の照会が提出されてほぼ一か月後の十月八日、大蔵省は弁官に「外務省語学所ヲ文部省ニ属セんコトヲ議ス」という上申書を提出することになる。

この上申書により、語学所の文部省への移管が事実上動きだすのだが、この移管は意外に手間取り、引き渡し手続きが完了するのは、一年半後の一八七三年五月九日のことである。この間にも語学所での外国语の授業は継続されていたが、授業の実態は必ずしも系統だったものとは言えなかつたため、生徒の学力にもばらつきがあり、文部省は外国语学所と改名された旧語学所の生徒にたいし、学力試験を課すことになる。「今般外務省構内当省所管外国语学所教則改正ニ付漢魯独三語学生徒來ルニ廿七日ヨリ三十日迄四日間午前九時ヨリ十二時迄午後一時ヨリ四時迄学業試験致候条此段相達候也」（公文錄 文部省之部）、一八七三年五月との通達が二十五日付で発せられる。ここで興味深いのはこの試験には官員と生徒親族の「臨席聴聞」が認められていることである。おそらく文部省は外国语学所生徒に不利益が生じることがないことを内外に知らせたかったのであろう。親族が立ち会うというのは、今日では考えられないことであるが、それほどまでに子弟に教育を受けさせたいという希望が社会的に強かつたことを示しているといえよう。

この移管に当たつても、通弁を養成するという外務省時代の目的はそのまま踏襲され、しかも外務省の需要に応じることが明記されていたことを忘れてはなるまい。通達にある「教則改正」とは、一八七三（明治六）年五月三日に文部省が頒布した「外国语学校教則」のことである。この教則によつて東京外国语学校のみならず、大阪、長崎、愛知、広島、新潟、宮城にそれぞれ外国语学校が設立されていくのだから、その全文を引用しておく。

第一条 此学校ハ専ラ外国语学ニ達スルヲ以テ目的トナシ二種ノ学校ト見做スヘシ甲ハ通弁ノミヲ志スモノヲ教授シ乙ハ通

一 東京外国语学校設立の経緯

弁ヲ志スモノ及専門諸科ニ入ラント欲スルモノヲ教授ス

第一条 此学校ヲ二等ニ区別シ甲ヲ上等トシ乙ヲ下等トス

第三条 此ニ等各四級ヲ置キ各級六ヶ月ノ課程ト定メ修業年限四ヶ年トシ一日六時間即チ一週四日間二十四時ノ課業トス

第四条 此学校ニ入ル生徒ハ小学教科ヲ卒業シタルモノニシテ其年齢大約十三歳以上タルヘシ

第五条 専門学科ヲ学ハシカ為メ此校ニ入ルモノハ下等語学ノ教科ヲ卒業シ試験ヲ經テ直チニ専門学校ニ移ルヲ得可シ但上

等語学ノ教科ヲ学テ後専門学校ニ移ルモ妨ケナシトス

第六条 通弁ノミヲ学フ為メ入校スルモノハ上下二等ノ教科ヲ卒業スルヲ法トス

第七条 此学校ハ多ク英、仏、独逸、魯、支那語ヲ置クト雖モ伊班亞、伊太利亞、蘭、其余ノ語等モ或ハ置クコトアルベシ

但シ支那語学教則別冊アリ

第八条 此学校ハ土地ノ形情ニ因リ數國ノ語学ヲ並ヘ授ケ或ハ専ラ一國ノ語学ヲ授クルモノアルヘシ

第九条 此校ニ於テ通弁ノミヲ学フモノハニヶ國以上ノ語学ヲ修行スヘシ但最初英語ヲ学ヒ後チ仏語ニ転スル等ノ者ハ一國

ノ語学ヲ了リ更ニ一國ノ語学ニ移ルヲ法トス

第十条 每級六ヶ月ノ終リ試業ヲナシ生徒ノ学力優劣ヲ判シ等級ヲ定ム此事ヲ行フ一年間兩度トス

第十一条 通弁ノミヲ学フ者上下二等ノ教科ヲ卒ル時ハ大試業ヲナシ免状ヲ与フヘシ

官立外国语学校の設立

学制施行以前に外国语を教える私塾は東京府内だけでも、一、一二〇程もあり（一八七三年末）、政府に先んじて洋学を教えることが流行した感すらある。仏学についていえば、一八六八（慶應四）年からある村上英俊の達理堂、一八七一（明治四）年の福地源一郎による日進社、岡田三右衛門の資生学舎、翌七二年、有栖川宮による育英義塾（英仏獨学）などが多数の生徒を集めていた。中江篤介（兆民）の仏蘭西学舎（仏学塾）などもその代表格といえよ

う（一八七四年）。またドイツ語についても同時期に開盛社、壬申義塾、致遠學舎、進文学舎、明新學舎（英、独、数）その他多くの私塾ができている。英学にいたつては枚挙に暇のないほどである。そればかりか外国人教師や宣教師を雇つた私立学校も各地に設置され、外國語をもちいて教育する学校は一八七四年には八二校に達したという。

そうした民の動きに呼応、いや対抗する目的で構想、頒布された学制によつて、一八七四（明治七）年三月二十九日に前述の七大学区本部（東京、大阪、愛知、広島、長崎、新潟、宮城）に文部省直轄の官立外國語学校が新設されることになる。すでに前年に大阪、長崎の第一番中学が開明学校、廣運学校と改名され、それが一八七四年に大阪外国语学校、長崎外国语学校と再度校名変更されることになる。しかしそれらの学校は、從来からあつた洋学の伝統を受け継いだ外国语学校であり、愛知は名古屋の成美学校、広島は土井善右衛門の遷喬舎、新潟は公立新潟学校、宮城は養賢堂洋学の流れを汲む辛未館の発展したものである。もつとも外国语学校といつても、英語科以外にフランス語科を置いていた大阪、長崎も、生徒数の減少を理由にすでにそれを廃止していたから、英語以外の諸外國語を教える官立の外国语学校は東京外国语学校一校になつてしまふ。

この時期の英語ブームについて、前述のメーチニコフはこう書いている。「当時日本に滞在していた外国人の半数以上がイギリス人とアメリカ人でしめられており、彼らはじきに官界、商工界の主要活動部門を掌握してしまつた……いまだにおぼえているが、ヨーロッパのさる権威ある新聞までが、日本のミカドは全臣民に英語を話すよう命じたなどと報じたことがある。……日出づる国で英語がある程度まで公用語になりつつあると断定したのには、それなりの根拠があつたといえよう。外交交渉の場では、英語がそれまでのオランダ語にとつてかわつたし、海軍省や陸海軍工廠は、当初から英米人の手にゆだねられていた。鉄道を建設したのもイギリス人である。そしてなによりも大きいことに、アメリカはさておき、イギリスの息のかからないような商業部門は、日本中にほとんどないといつてもい

い」（前掲書、一七三一一七四ページ）。外国语イコール英語とする風潮はすでにこの時期にはじまっていたのである。

さらばこの風潮に拍車をかけたのが、一八七三年四月二十八日の「学制一編追加」である。ここで専門学校に関する規定が設けられ、外国语学校、獣医学校、商業学校、農業学校、工業学校、鉱山学校、諸芸学校、理学校、医学校、法学校などの学科準則が定められる。そして、その第一九〇章「外国语教師ニテ教授スル高尚ナル学校（法学校、理学校、諸芸学校等ノ類）之ヲ汎称シテ専門学校ト云フ」、第一九四章「専門学校ニ入ルモノハ彼ノ言語相通ゼザレハ其學術ヲ得ル能ハス故ニ外国语学ヲ学ハサルヲ得スコレ外国语学校ヲ設クル所以ナリ」、第一九五章「外国语学校ハ外国语学ニ達スルヲ目的トスルモノニシテ専門学校ニ入ルモノ或ハ通弁等ヲ学ハント欲スルモノ此校ニ入り研業スヘシ。但此校ニ入ルモノハ小学教科ヲ卒業シタルモノニシテ年齢十四歳以上タルヘシ」（『東京大学百年史 資料一』一九八五年）というように規定された。

この規定を受けて開成学校は専門学校となるが、ここで問題が生じた。開成学校の前身である第一番中学では英語、仏語、独語の三学科があつたが、その際専門学科で用いられる言語を英語に限定することに決定したのである。そして暫定的な措置として、仏、独語科の生徒には英語科への転科をすすめ、仏語を修めた者には司法省所管の法律学校「明法寮」への転学を促し、また独語を修めた者のために鉱山学科、仏語の生徒のために諸芸学科を設置するが、これらはあくまでも一時的措置であり、両学科とも一八七四（明治七）年には廃止されてしまうのである。

これに先立つて一八七三年三月には第二番中学が獨逸教學場（神田錦町三丁目）と改称されていたが、同年八月、この獨逸教學場と、開成学校的語学生徒が外務省から文部省に移管された語学所とが合併して東京外国语学校が創設されることになるのである。この経緯からわかるように東京外国语学校は設立当初から、東京大学の前身たる開成学校の予備校的性格と、おもに通訳養成のための学校という二重の性格を持たされたわけである。